



「車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート」事件
(知財高判令和7年10月8日 令和6年(行ケ)第10100号¹⁾)

概要

(1) 特許庁は、本件特許についての誤訳の訂正に係る訂正を認めた上で、「本件発明についての無効審判の請求は成り立たない」とする審決をした。これに対し原告が審決取消訴訟を提起した。

(2) 知財高裁は、本件訂正につき、「『linear』を『直線的』と訳した場合に、原文の記載と明細書の記載とで意味が異なるとは認められない」ため、「『直接的』の誤訳であるとして訂正を求めることは誤訳の訂正の要件を充足しない」と判断し、本件審決を取り消した。

対象特許(特許第6328108号²⁾)

車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート又はベビーキャリア及びそのようなシートのためのサイドインパクトバー

[請求項1]

訂正前：…前記車両の側部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前記シートシェルに導かれるように、配置される…

訂正後：…前記側面衝突保護部は、力方向転換装置として、…横からの力を子供の体に直接的に伝達するのではなく前記シートシェルに導くように、配置される…

明細書の段落 [0008]

訂正前：…側面衝突保護部は、一例として、クラッシュゾーンとして、また力伝達装置としても働き、衝突の場合、発生し得る横からの力を子供の側部から直線的に離れて、子供の体に入る代わりに、導き且つ減衰させる…

訂正後：…側面衝突保護部は、一例として、クラッシュゾーンとして、また力方向転換装置としても働き、衝突の際に発生し得る横からの力を子供の体に直接的に伝達するのではなく、子供の体のそばを通り過ぎて、減衰特性を有するシートシェル内に導く…

争点

明細書の段落 [0008] の「子供の側部から直線的に離れて、子供の体に入る代わりに」を「子供の体に直接的に伝達するのではなく、子供の体のそばを通り過ぎて」とする訂正が、「誤訳の訂正」に該当するかどうか。

被告(特許権者)の主張

被告は、「『直線的』という単一の訳語のみに着目し、それ自体が誤訳だったために『直接的』という訳語に訂正したものではなく、この訂正は、全体として意味内容がより原文に忠実となることを目的としたものであり、この意味での誤訳の訂正である」と主張した。

また、明細書の段落 [0008] の原文を三つに分けた上で、「『衝突の際に発生し得る横からの力を子供の体に直接的に伝達するのではなく、子供の体のそばを通り過ぎて』と翻訳した方が、前後(①、③)の文脈とも整合し、意味内容がより正確で、原文に忠実になる」と主張した。

¹ <https://www.courts.go.jp/hanrei/94701/detail8/index.html>

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2015-517688/10/ja>

特許庁（審決）の判断

本件審決も、明細書の段落[0008]の記載について、原文には「通常は子供の体に直線的に向いている力の方向を変えて、シートシェルの中に導入すること」が記載されているとしつつ、他方で、「側面衝突保護部は、…横からの力を子供の体に直接的に伝達するのではなく、子供の体のそばを通り過ぎて、減衰特性を有するシートシェル内に導く」ことが明らかであるとして、訂正を認めていた。

特許庁側の発想は、要するに、「前後の文脈とも整合し、意味内容がより正確で、原文に忠実になる」というものであったと考えられる。

裁判所の判断

裁判所は、外国語特許出願に係る特許の無効審判請求における訂正請求で「誤訳の訂正」に当たるためには、以下の2つが必要であるとした。

- 原文の記載と設定登録時の明細書等の記載の意味が、「翻訳の誤り（誤訳）により異なること」
- 訂正後の記載が、「原文の記載の意味を表すものとして、両記載の意味が一致すること」

その上で裁判所は、「linear」は「直線状の、線状の」という意味を有すると認められるから、「直線的」と訳した場合に、原文の記載と明細書の記載の意味が異なるとは認められず、他方、「直線」という語と「直接」という語は意味が異なるとした。したがって、『『直接的』の誤訳であるとして、その訂正を求めることは、誤訳の訂正の要件を充足せず』、「誤訳の訂正には当たらない」と判断した。

また裁判所は、明細書の段落[0019]について、「訂正の対象となっている当該記載部分以外の明細書の記載を参照する余地は基本的でない」とし、同段落の記載は「そもそも参照すべきものではない」とした。裁判所はさらに、本件審決が、一方では「力の方向を変えること」をいうのに、他方では「力がじかに伝わる対象を変えること」をいうものとして訂正を認めている点につき、「両者の意味は異なる」とし、その判断には「理由に齟齬がある」とした。

そして裁判所は、『『直線的』とするのと『直接的』とするのでは、概念が異なるものであって、誤訳の訂正には当たらない』とし、訂正事項7を前提とする訂正事項3及び訂正事項5も「根拠を欠く」として、本件審決を取り消した。

まとめ

本件でいう、「訂正箇所の記載の前後（①、③）の文脈とも整合し、意味内容がより正確で、原文に忠実になる」という考え方は、いわば「意識」に当たるものといえる。被告も、訂正前のままでは「意味内容が正確ではないことから、本件明細書等の段落[0008]の意味を原文に忠実になるように本件訂正を行った」と主張しており、このような考え方自体は、補正段階における発想としては理解し得るものである。

しかし、裁判所は、そのような訂正は「誤訳の訂正」ではなく、「被告の現時点での解釈に沿うように訂正すること」ととどまるとして、認めなかった。そして、『『直線的』を『直接的』とするのでは、概念が異なる』とし、「誤訳の訂正として許容されるものとはいえない」と結論付けた。外国語明細書に基づく訂正において、「より原文に忠実」といえることと、「誤訳の訂正」に当たることとは同じではなく、原文の趣旨・文脈に沿うような意識では足りないことを示した点で、実務上参考になる事例である。

キーワード 特許、訂正、誤訳の訂正、外国語特許出願

[担当] 深見特許事務所 松田 将治

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。